

(ケ-33) 全面緊急事態における住民の避難先・避難ルート

- 国道197号がPAZ境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の住民については、一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に集合し、船舶及び大分県の受入の準備が整い次第、海路及び陸路により大分県に避難を実施。
- 三崎地域の住民については、一時集結所(三崎総合体育館)に集合し、船舶及び大分県の受入の準備が整い次第、海路及び陸路により大分県に避難を実施。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。

- ・状況に応じて、避難経路を選定
- ・大分県に避難することが困難な場合は、愛媛県内に海路避難



- 瀬戸地域の観光施設における1日当たりの入場見込人数は約450人、民間企業は85社(500人)存在。
- 三崎地域の観光施設における1日当たりの入場見込人数は約920人、民間企業は129社(525人)存在。

瀬戸地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	11	448人

観光施設における入場見込人数: 令和元年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

瀬戸地域の民間企業の状況

地域名	事業所数	従業員数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	85	500人

※総務省統計局『平成28年経済センサスー活動調査』を基に集計

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

三崎地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
三崎地域	6	918人

観光施設における入場見込人数: 令和元年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

三崎地域の民間企業の状況

地域名	事業所数	従業員数
三崎地域	129	525人

※総務省統計局『平成28年経済センサスー活動調査』を基に集計

※従業員については、通勤に使用する自家用車等で、一時集結所(三崎総合体育館)に移動

(ケ-33) 瀬戸地域において全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で瀬戸地域において一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)までの移動に必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約370人分:バス9台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動)。

<瀬戸地域内で必要となる輸送能力>

	想定対象人数 ^{※1}	想定必要バス数	備考
自家用車での避難ができない住民	324人	8台	一時集結所にて乗車【資料P59】 1台当たり46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	45人	1台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定 1日当たりの観光施設の入場見込人数448人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P106】
合計	369人	9台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、瀬戸支所等の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港又は三机港から大分県内の港湾に移動※1後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港又は三机港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

<瀬戸地域内の輸送能力>

		確保車両台数		備考
		バス		
(A) 必要車両台数		9台		
(B) 確保車両台数		計9台以上		
確保先	伊方町(瀬戸支所等)	2台程度		・伊方町が瀬戸支所等に配備している4台(合計59人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定
	学校	3台程度		・学校に配備している4台(合計108人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定

※1 三崎港又は三机港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

- 全面緊急事態で三崎地域における、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約650人分:バス15台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎総合体育館)に移動)。

＜三崎地域内で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	556人	13台	各集会所から一時集結所まで乗車 1台当たり46人程度の乗車を想定 【資料P59】
観光施設から避難する一時滞在者	92人	2台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定 1日当たりの観光施設の入場見込人数 918人程度のうち、約9割が自家用車や観 光バスで来場する想定で、その1割を想定 対象人数として算入。【資料P106】
合計	648人	15台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎総合体育館)に移動
 ※3 想定必要バス数は、三崎地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎支所等の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から大分県内の港湾に移動※1後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

<三崎地域内の輸送能力>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		15台	
(B) 確保車両台数		計15台以上	
確保先	伊方町(三崎支所等)	3台程度	・伊方町が三崎支所等に配備している7台(合計112人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定
	学校	3台程度	・学校に配備している5台(合計108人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施
 ※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

6-4. ケース4（屋内退避）における対応

<ケース4における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ①

{	・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
	・国道197号が使用不可な場合
	・港湾が使用不可もしくは船舶の利用ができない場合
	・ヘリコプターが利用できない場合

- ②

☐	・放射性物質放出のリスクが高まった場合
---	---------------------

【防護措置の方法】

- ・屋内退避を実施^(※)。

※ 津波との複合災害時における場合は、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難し、安全が確保された後、屋内退避を行う。